

71 在英留學生監督正木退藏へ英貨送付に付文部省通知

〔明治十年一月三十一日〕

〔朱書〕
〔会第五拾三号〕

英國留學生プレミアム等英貨八百磅送致之件別紙之通監督正木退藏ニ電報及郵信取計相成候此旨為御承知御通知および置候也

明治十年一月卅一日 會計課長

文部權大書記官 辻 新次

東京開成學校長補 濱尾 新殿

英文電報

生徒之プレミアム其他修學予納金トシテ即今英貨八百磅可送付候條遂テ學資金之内より引去候積ヲ以貸附可有之候尤學資ハ壹ケ

年千円を增加致シ難シ委細ハ郵便

明治十年一月十七日

文部大輔 田中不二麿

ロンドン、イースト、セントル、ピシヨツプス、
ゲート、ストリート、ウ井シン

日本領事館 正木退蔵殿

郵便

明治九年九月十四日附第壹式参号公信到達生徒プレミアム之件
等委悉致領認候右ハ即今英貨八百磅大蔵省国債局ヲ經由及送附
候間領収証書御廻可有之候尤可成丈プレミアム或ハ予納金等ヲ
要セス修学シ得ヘキ学校ヲ撰之入学可為致儀ハ勿論ニ候得共
到底プレミアム等ヲ要スル学校非サレハ修学シ能ハサル向ニ限リ
精密調査之上右費金一時貸附御取計相成可然乍併遂テ学資金之
内ヲ以可引出候間此旨ハ予テ生徒エ御示達可有之候俎又学資増
加之儀ハ難聞届候得共支給之方法等更正スヘキ見込ニ候条右生
徒プレミアム謝金授教料或ハ書器購求費之如キ全ク学資ニ属ス
ル各費之細目金内衣招料等難費ニ係ル者之細目共實際可成節減
致密ニ取調至急郵便ヲ以御報知可有之候也

明治十年一月十九日

文部大輔 田中不二麿

(英) 米國倫敦府在留 留学生監督 正木退蔵殿

〔文部省往復〕明治十年分四冊之内丁号、㊦A 21〕